

どに出席できること

▼担当 教育委員会生涯学習係 85-6147

③白鷹町地区公民館運営委員会委員

地区公民館事業の企画立案、実施にあたりとともに、予算及び決算について審査する機関です。

▼募集人員 各地区公民館2人
▼応募資格

- ・各地区公民館が管轄する区域内に住所を有し、応募時点で満25歳以上のかた
- ・年12回程度の事業・会議などに出席できること

▼担当 教育委員会生涯学習係 85-6147

④白鷹町文化財保護審議会委員

教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用について、調査審議する機関です。

▼募集人員 2人

▼応募資格

- ・町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上のかた
 - ・年2〜3回程度開催される会議などに出席できること
- ▼担当 教育委員会文化振興係 85-6146

⑤白鷹町病院事業等運営委員会委員

病院事業管理者の諮問に応じ、病院事業等の運営に関して審議する機関です。

▼募集人員 2人

▼応募資格

- ・町内に住所を有し、応募時点で満20歳以上のかた
 - ・病院事業等の経営に関心をお持ちのかた
- ▼担当 町立病院事務局 85-2155

●応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、担当の係に提出ください。応募要項・応募用紙は各所管部署に備えてあります。

また、応募用紙は町ホームページからもダウンロードできます。

●応募締め切り

3月3日(月)(当日消印有効)ただし、

③白鷹町地区公民館運営委員会委員は2月28日(金)(当日消印有効)

●選考方法

委員等選考審査会で審査のうえ選考します。

●審査結果

応募者全員に通知します。

●その他

- ◆身分 町の非常勤特別職
- ◆委員報酬

①白鷹町環境審議会委員：一日6000円

(会議時間が4時間未満の場合合は一日3000円)

②白鷹町社会教育委員：年1万6000円

白鷹町公民館運営審議会委員：年9600円

③白鷹町地区公民館運営委員会委員：年2万円

④白鷹町文化財保護審議会委員：年1万6000円

⑤白鷹町病院事業等運営委員会委員：一日6000円

(会議時間が4時間未満の場合合は一日3000円)

◆各審議会等の委員は、町の非常勤特別職に任命されますので、白鷹町個人情報保護条例第3条第2項の適用を受けるとともに、同条例の規定に違反した場合(職務上知り得た個人の秘密を漏らした場合等)は罰則の対象となります。

「白鷹町美しい郷づくり推進会議」の委員を募集します

町では、町環境基本計画を推進するため、白鷹町の住みよい美しい環境をとともに考え、ともにつくる仲間を募集します。気軽に語り合いながら町が目指すべき環境像を実現していきましょう。

▼募集する委員の名称
白鷹町美しい郷づくり推進会議委員

▼組織構成
この会議は、ごみの減量化や地球温暖化対策及び環境基本計画の推進活動を行います。ごみ減量化対策を進めるうえで廃棄物減量等推進員も兼ねて委嘱し、活動を行っていただいています。

▼募集人員 5人程度(委員定数20人以内のうちの5人)

▼任期
平成26年4月1日
〜平成28年3月31日

▼応募資格
①町内に住所を有し、応募時点で満20歳以上のかた

②ごみの減量化やエネルギー、水環境等に関心のあるかた

③年6〜8回程度の会議、啓発活動及びイベントなどに出席できること

(4)白鷹町の議員及び職員でないこと

(5)次の基準を満たすかた

①納税(町税など)義務を果たしていること

②公民権を有していること

③破産者で復権を得ない者でないこと

④成年後見人、被保佐人、被補助人でないこと

⑤刑執行中の犯罪歴がないこと

⑥暴力団員等でないこと

▼応募方法
所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、町民課に提出してください。応募用紙は町民課に備えてあります。

また、町ホームページからもダウンロードできます。

▼応募締切 3月3日(月)(当日消印有効)

▼その他
「公募による白鷹町審議会等委員選考にかかる基準」を準

用し審査のうえ選考し、審査結果を応募者全員に通知します。

■申し込み・問い合わせ
町民課くらし環境係

85-6131